

# 特定非営利活動法人トムトム

## 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人トムトムの役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(役員等の勤務報酬等)

第3条 この法人は、役員報酬を支給しない。ただし、交通費等の実費弁償費は別表1により支払うことができる。

2 交通費等の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(適用除外)

第4条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第5条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成21年11月1日より適用する

この規程は、平成29年6月1日より適用する

この規程は、平成29年7月13日より適用する

別表1

名 称	実費弁償費
理事会出席等	3,000円